

松阪市南海トラフ地震防災対策推進計画

（令和 2 年 3 月修正）

目次

第1章 総則	1
1 計画の目的	1
2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
2-1 地方公共機関団体	1
2-2 消防機関：松阪地区広域消防組合	3
2-3 警察機関：三重県警察本部（松阪警察署）	3
2-4 指定地方行政機関	3
2-5 自衛隊	8
2-6 指定公共機関	8
2-7 指定地方公共機関	11
2-8 公共団体及びその他防災機関	13
第2章 関係者との連携協力の確保	14
1 資機材、人員等の配備手配	14
2 他機関に対する応援要請	14
3 帰宅困難者への対応	14
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	15
1 津波からの防護	15
2 津波に関する情報の伝達等	15
3 避難指示（緊急）の発令基準	16
4 避難対策等	16
5 消防機関等の活動	18
6 水道、電気、ガス、通信、放送関係	18
7 交通	25
8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	25
9 迅速な救助	26
第4章 時間差発生時における円滑な避難の確保等	27

第 5 章	防災訓練計画	29
第 6 章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	30
第 7 章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	32

第 1 章 総則

1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、別表のとおりとします。

別表

2－1 地方公共機関団体

機関名	処理すべき事務又は業務
松阪市	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災対策の組織の整備に関すること。 (3) 防災施設の整備に関すること。 (4) 防災行政無線の整備と運用に関すること。 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備に関すること。 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練の実施に関すること。 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化に関すること。 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査に関すること。 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示及び避難所の開設に関すること。 (11) 被災者の救助及び救護等の措置に関すること。 (12) 災害ボランティアの受け入れに関する措置に関すること。 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること。 (14) 被災市施設の応急対策に関すること。 (15) 災害時の文教対策に関すること。 (16) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務
	(19)管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整に関する こと。 (20)地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理。 (21)避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、そ の他地震防災上整備が必要な事業を行う。 (22)その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置に関する こと。
(消防団)	(1) 消防・水防活動に関すること。 (2) 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。 (3) 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること。 (4) 被災者の救出・救助に関すること。 (5) 避難及び救護の協力に関すること。
三重県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災対策の組織の整備に関すること。 (3) 防災施設の整備に関すること。 (4) 防災行政無線の整備と運用に関すること。 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備に関すること。 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること。 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報に 関すること。 (9) 被災者の救助に関する措置に関すること。 (10)ボランティアの受入れに関する措置に関すること。 (11)災害時の防疫その他保健衛生に関する措置に関すること。 (12)被災県営施設の応急対策に関すること。 (13)災害時の文教対策に関すること。 (14)災害時の混乱防止、その他公安の維持に関すること。 (15)災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (16)自衛隊の災害派遣要請及び関係防災機関等との連絡に関する こと。 (17)災害復旧の実施に関すること。 (18)市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は 業務の支援及び総合調整に関すること。 (19)その他災害の発生の防衛と被害拡大防止のための措置に関す ること。

2-2 消防機関：松阪地区広域消防組合

処理すべき事務又は業務
(1) 防災に関する予防普及に関すること。 (2) 消火、救急、救助活動に関すること。 (3) 市が行う災害防御活動、災害救助に対する協力に関すること。 (4) その他災害の防御及び拡大防止に関すること。

2-3 警察機関：三重県警察本部（松阪警察署）

処理すべき事務又は業務
(1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

2-4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 (5) 情報の収集及び連絡 (6) 津波警報等の伝達
東海財務局	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
東海北陸厚生局	(1) 災害状況の情報収集、連絡調整、関係職員の派遣 (2) 関係機関との連絡調整

機関名	処理すべき事務又は業務
東海農政局 三重県拠点	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置 (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備 (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
近畿中国森林管理局	(1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設等の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廃地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関する事 (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置
中部近畿産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物及びその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に関する監督指導
中部運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨 (3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾

機関名	処理すべき事務又は業務
	荷役態勢の確保 (5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用する車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 (10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
大阪航空局 中部空港事務所	(1) 航空保安施設の管理運用 (2) 航空機乗組員に対する航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供 (3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するための航空交通管制 (4) 航空輸送の要請に速やかに対応するための緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携した緊急輸送の適切な実施に必要な措置
第四管区 海上保安本部	(1) 情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。 (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。 (4) 船舶の救助船舶交通の障害の除去に関すること。 (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。 (6) 法令の海上における励行に関すること。
津地方気象台	(1) 気象、地象、震動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達 (3) 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力 (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における市に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等 (5) 市、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促

機関名	処理すべき事務又は業務
	進、防災知識の普及啓発活動 (6) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (7) 気象庁が行う津波予報警報等の県への通知 (8) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (9) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)の利用の心得等の周知・広報
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (5) 非常通信協議会の運営に関すること (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
三重労働局	(1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速、適正な保険給付等の実施
中部地方整備局	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 エ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備(耐震性の確保等)に関する計画・指導及び事業実施 オ 災害時の緊急物資の整備に関する計画・指導及び事業実施 カ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 キ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 ク 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開(くしの歯作戦)・航路啓開(くまで作戦)に関する計画等の情報共有 (2) 初動対応 ア 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の

機関名	処理すべき事務又は業務
	迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施 (3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 ウ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 エ 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 カ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 キ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保 ク 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ケ 所管施設の緊急点検の実施 コ 情報の収集及び連絡 サ 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 シ 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施 ス 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両等を被災地域支援に出動
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局 東海防衛支局	(1) 所有財産の使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

2-5 自衛隊

処理すべき事務又は業務
(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

2-6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話 株式会社三重支 店	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 (4) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社N T T ドコモ東海支社 三重支店	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信施設の早急な災害復旧措置
K D D I 株式会 社中部総支社	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

機関名	処理すべき事務又は業務
ソフトバンク株式会社	(1) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本銀行名古屋支店	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整
日本赤十字社三重県支部	(1) 警戒宣言等の発令に伴う医療救護の派遣準備 (2) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (3) 救援物資の配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の募集及び配分 (6) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会津放送局	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の放送による社会的混乱防止のための市民への周知 (4) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (5) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な

機関名	処理すべき事務又は業務
	報道
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道及び新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
独立行政法人水資源機構	(1) 警戒宣言発令時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進 (2) 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
東海旅客鉄道株式会社	(1) 警戒宣言発令時の情報伝達 (2) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等 (3) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止
日本貨物鉄道株式会社	(1) 警戒宣言時の正確、迅速な伝達 (2) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (3) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (4) 災害り災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (5) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (6) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転調整 (7) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (8) 線路、トンネル、橋りょう及び盛土等の保守管理 (9) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保存及び管理
中部電力パワーグリッド株式会社三重支店	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止等広報活動の実施
東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置及び防災対策に係る措置の実施 (2) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時に災害対策本部

機関名	処理すべき事務又は業務
	を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア 郵便物の送達の確保 イ 郵便物の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
独立行政法人国立病院機構	(1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置 (2) 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療 (3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

※平成 29 年 11 月 1 日より「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の運用開始に伴い、「東海地震に関連する情報」が発表されないこととなったため、大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発令されることはありません。

2-7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
公益社団法人三重県医師会	(1) 医師会救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重交通株式	(1) 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要

機関名	処理すべき事務又は業務
会社	請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人 三重県トラック協会	(1) 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道、 伊勢鉄道	(1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
一般社団法人三 重県 LP ガス協 会	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
公益社団法人三 重県歯科医師会	(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
株式会社ケーブ ルコモンネット 三重	災害発生に際して、県内 CATV 事業者 8 社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧対策の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。 (1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。 (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。 (3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 (4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。
一般社団法人三 重県建設業協会	(1) 応急仮設住宅の建設への協力 (2) 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力

2－8 公共団体及びその他防災機関

機関名	処理すべき事務又は業務
産業経済団体 (商工会議所、 農業協同組合、 森林組合、漁業 協同組合及び商 工会等)	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資 機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社 会団体(日赤奉 仕団、婦人会、 青年団等)	(1) 被災者の救助活動及び義捐金品の募集等への協力
危険物施設等の 管理者	(1) 市の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の 管理機関	(1) 港湾施設(水門、護岸、堤防、防潮壁等)の維持管理及び災害 復旧の実施
土地改良区	(1) 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の 整備、復旧工事の施工及び防災管理の実施

第2章 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達について定めます。

イ 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行います。

(2) 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請します。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、松阪市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成します。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

2 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要があるときは、災害時相互応援協定に基づき、応援を要請するものとします。

3 帰宅困難者への対応

(1) 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めます。

(2) 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めます。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

(1) 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じます。

(2) 市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行います。

ア 堤防、水門等の点検方針・計画

イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

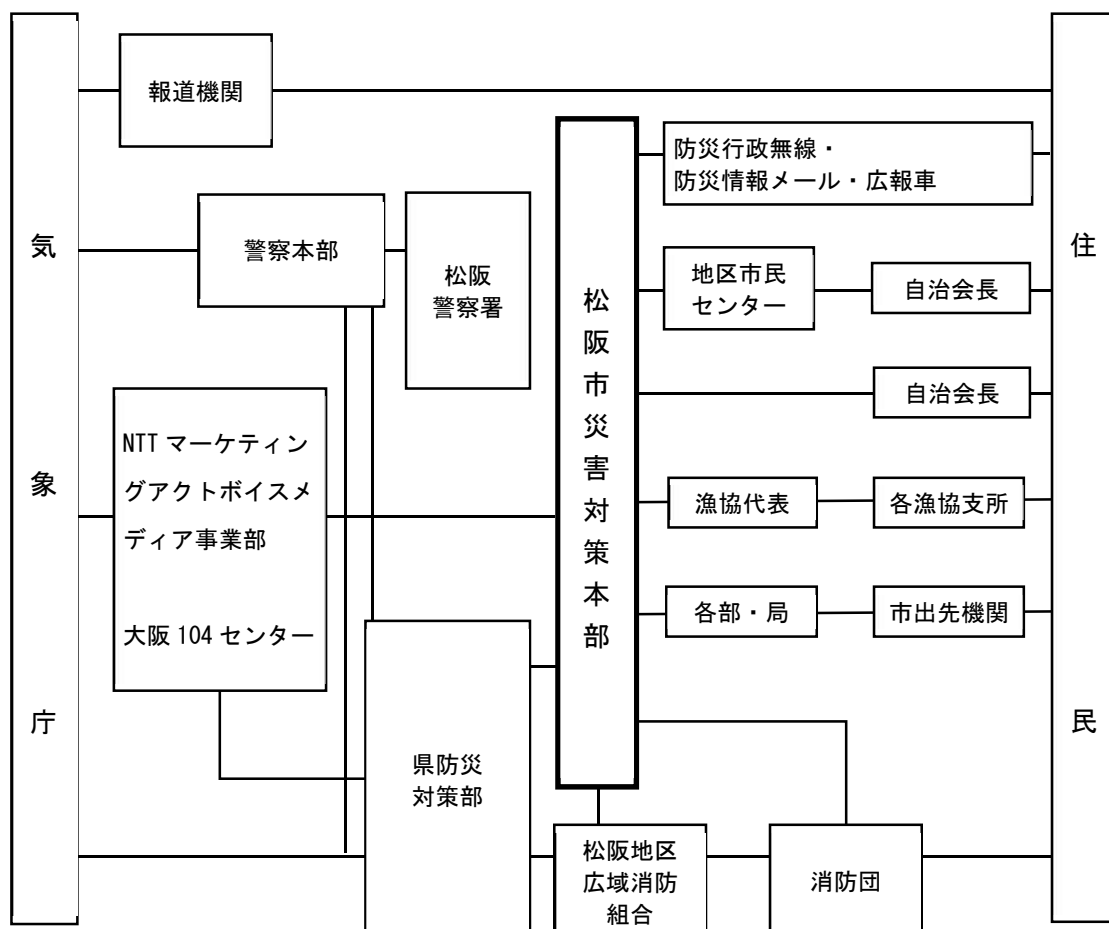
エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

オ 防災行政無線の整備等の方針及び計画

2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の伝達に係る連絡体制は以下のとおりです。

① 津波伝達系統図



3 避難指示（緊急）の発令基準

地域住民に対する避難指示（緊急）の発令基準は、原則として次のとおりとします。
解除の発令は、原則として、津波警報等の解除の発表に基づき実施します。

判断基準	① 津波注意報、津波警報または大津波警報の発表を認知した場合又は法令等の規定による通知を受けたとき、直ちに発令する。 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合、直ちに発令する。
------	---

4 避難対策等

（１）地震発生時において津波による避難指示（緊急）の対象となる地域は、次の表のとおりとします。

なお、市は、理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波を想定し、津波緊急一時避難ビル等を適切に指定し、看板等の設置により建物を明示します。

〔避難対象地域〕

本庁管内	石津町、荒木町、郷津町、高町、若葉町、大口町、中央町、東町、宮町、清生町、幸生町、垣鼻町、大津町、下村町、上川町、船江町、塚本町、朝田町、下七見町、新屋敷町、古井町、西野々町、佐久米町、大宮田町、保津町、新開町、川島町、東久保町、久保田町、大塚町、大平尾町、新松ヶ島町、町平尾町、狛師町、松崎浦町、松ヶ島町、六軒町、西黒部町、松名瀬町、高須町、東黒部町、柿木原町、土古路町、出間町、大垣内町、蓮花寺町、神守町、牛草町、垣内田町、乙部町
三雲管内	久米町、市場庄町、中ノ庄町、上ノ庄町、曾原町、中林町、中道町、小津町、喜多村新田町、小舟江町、笠松町、星合町、五主町、小野江町、肥留町、西肥留町
嬉野管内	嬉野小村町、嬉野川北町、嬉野須賀町、嬉野権現前町、嬉野田村町、嬉野須賀領町、嬉野津屋城町

（２）市は、避難対象地域の住民等に、あらかじめ次の事項について十分周知を図ります。

- ア 地域の範囲
- イ 想定される津波の浸水エリア、浸水深
- ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ 避難場所に至る経路
- オ 避難指示（緊急）の伝達方法
- カ 指定避難所において市が行う救護の措置等
- キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

- (3) 避難所の開設時における被災建築物応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者名簿の作成等に関し、あらかじめ準備します。
- (4) 市は、指定避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとします。
- (5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示（緊急）が発令されたときは、あらかじめ定めた避難計画に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置を講じます。
- (6) 避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとします。
- ア 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有を図ります。
- イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示（緊急）が行われたときは、避難行動要支援者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の支援を行います。
- ウ 地震が発生した場合、市は避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行います。

（実施体制の検討に当たって配慮すべき事項）

ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること。

イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること。

(7) 避難所における救護上の留意事項

ア 市が指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとします。

- ① 収容施設への収容
- ② 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ③ その他必要な措置

イ 市はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとします。

- ① 災害協定に基づく流通在庫の引き渡し等の要請
- ② 県に対し物資等の供給要請

- ③ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づくプッシュ支援の受入
- ④ その他必要な措置

(8) 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施します。

(9) 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示（緊急）の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定します。

5 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じます。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立・周知

(2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、地域防災計画に定めます。

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおりとします。

- ア 災害により水道施設が被害を受け、給水に支障を来すときは、浄配水施設及び配水本管の応急復旧に重点を置き、断水区域の解消に努めるとともに、これと並行して給水管の復旧作業を進めます。
- イ 一部浄水場が被害を受け、機能を喪失した場合の職員の配置計画については、あらかじめ定めます。

(2) 電気

- ア 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施します。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施します。

イ 指定公共機関（中部電力パワーグリッド株式会社）が行う措置は、次のとおりとします。

① 非常災害時の体制

非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施します。

② 災害時における情報連絡

災害時において的確な情報把握及び復旧指示を行うために、電力保安通信網を整備し、情報連絡体制を確立します。

災害発生時における関係自治体、警察、消防等の防災関係機関並びに協力会社等との連絡体制を確立します。

③ 応急対策人員の確保

応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握する。この場合、その対策要員は協力会社等も含めます。

社外者（協力会社等）及び上部事業場に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受入れ、管理及び指揮の体制を確立します。

④ 災害時における広報活動

電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達します。

災害時においては、復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するため報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般市民に対する広報活動を行います。

⑤ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次的災害の恐れがある場合には、適切な危険予防措置を講じます。

⑥ 応急復旧用資機材の確保

応急復旧用資機材の確保は、主として次の事項について実施します。

(ア) 保有資機材の確認及び在庫量の把握

(イ) 各施設、設備の被害状況の把握

(ウ) 応急復旧用資機材の緊急手配

(エ) 道路情報の早期入手体制の整備

(オ) 応急復旧資機材の運搬方法、ルート等の検討及び輸送手段の確保

⑦ 復旧用資機材置場の確保

災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ当社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県や市に要請して確保を図ります。

⑧ 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を原則として優先する等、災害状況、各設備の被害状況・復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次行います。

(3) ガス

ア ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施します。

イ 指定地方公共機関（東邦ガス株式会社）が行う措置は、次のとおりとします。

① 災害時における情報の収集、連絡

(ア) 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、本部室長及び各支部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し、巡回点検、出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に報告します。

一般情報

a 気象情報

b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

c 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

d その他災害に関する情報（交通状況等）

(イ) 地震計情報

(ウ) ガス施設等被害の状況及び復旧状況

(エ) 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

(オ) 社員の被災状況

(カ) その他災害に関する情報

② 情報の集約

本部は、各支部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努めます。

③ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行います。

災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行います。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知します。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図ります。

④ 防災要員の確保

(ア) 防災要員の確保

勤務時間外の地震発生に備え、気象庁震度階を基準とした自動出社基準を定めておきます。

勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各防災要員は気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備えます。

非常体制が発令された場合は、防災要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動します。

(イ) 他事業者等との協力

関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、災害発生後直ちに出勤要請できる体制を確立し、必要に応じて出勤を要請します。

自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき応援を要請します。

⑤ 災害時における復旧用資機材の確保

(ア) 調達

本部室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保します。

- a 取引先、メーカー等からの調達
- b 本部室及び各支部相互の流用
- c 他ガス事業者等からの融通

(イ) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要なとなった場合、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努めます。

⑥ 災害時における危険予防措置

(ア) 危険予防措置

ガスの漏えい等により被害の拡大のおそれのある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講じ、また被害の軽微な地区においてはガスの供給を継続しながら必要な措置を講じます。

(イ) 地震発生時の供給停止判断

地震発生時のガスの供給停止判断は以下の基準に基づいて行います。

- a 複数の地震計の SI 値が 60 カイン以上を記録した地域及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、又は主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、即時にガス供給停止を決定します。
- b SI 値が 30 カイン以上 60 カイン未満となった地域については、直ちに以下のような情報を収集し、経時的に得られるそれらの被害状況から、ガス

工作物の被害による重大な二次災害の恐れがあると判断される場合は、速やかにガスの供給を停止します。

- ① 道路及び建物の被害状況
- ② 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況
- ③ ガス漏えい通報の受付状況

⑦ 災害時における応急工事

(ア) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施します。

(イ) 応急工事における安全確保等

作業は、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、防災要員の安全衛生についても十分配慮して実施します。

(4) 通信

指定公共機関（N T T）が行う措置は、次のとおりとします。

① 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を推進し実施します。

② 応急復旧

(ア) 通信混乱防止

地震等の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110 番、119 番、災害救助活動に係る国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保します。

(イ) 設備の被害状況の把握と防護措置

地震等による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資機材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じます。

(ウ) 通信途絶の解消と通信の確保

地震等により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置に取組み、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じます。

- a 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- b 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- c 電話回線網に対する切替措置、伝送路切換措置等の実施
- d 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- e 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- f 臨時・特設公衆電話の設置

g 停電時における公衆電話の無料化

(エ) 通信の利用と広報

地震等により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施します。

- a 通信の利用状況を監視し、一般からの通信を規制して重要通信の疎通を図ります。
- b 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し、他の通話に優先して取り扱います。
- c 被害の状況に応じた案内トーキを挿入します。
- d 一般利用者に対する広報活動を実施します。
- e NTT 西日本三重支店は、地方公共団体等の災害対策機関へ必要な情報を連絡します。

(イ) 災害用伝言ダイヤルを利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳し、被災地内の家族・親戚・知人等の安否の確認が困難な状況下でも、安否等を確認できる情報システムを確立しています。

a 提供開始

震度 6 弱以上の地震発生時、及び震度・噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、NTT で速やかに利用可能とします。

b 利用方法

被災者は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤルセンター」へ録音し、被災者の家族・親戚・知人等は、その内容を聴取して安否等を確認します。

c 伝言の条件等

- ① 伝言録音時間… 1 伝言当たり 30 秒以内
- ② 伝言保存期間… 2 日間（48 時間）
- ③ 伝言蓄積数… 1 電話番号当りの伝言数は 1 ～ 10 伝言で、提供時に知らせる。

d 伝言通知容量 : 約 800 万伝言

e 提供時の通知方法

テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせます。

- ① 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で、「災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内」を流します。
- ② 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備します。
- ③ 防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼します。

③ 復旧用資機材置場の確保

災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ当社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県、市町に要請して確保を図ります。

7 交通

(1) 道路

ア 市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容を周知します。

(2) 海上

ア 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じます。

(3) 鉄道

ア 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講じます。

イ 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導の措置を講じます。

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりです。

ア 各施設に共通する事項

- ① 津波警報等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- ① 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ② 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - (ア) 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- ③ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとします。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請します。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)のア又は(1)のイに掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力します。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとします。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとします。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行います。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図ります。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図ります。

第4章 時間差発生時における円滑な避難の確保等

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等

（1）情報の収集、伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、三重県防災通信ネットワークにより県から情報伝達されるため、受信確認を行い、庁内及び市民への情報伝達を行います。

（2）災害警戒本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報発表時の体制は以下のとおりです。なお、この場合には大規模地震発生時における迅速な初動対応を確保するため、第一次配備体制以外の職員も必要に応じて招集することがあります。

体制が長期化することも想定されるため、警戒本部の設置はしますが、後発地震発生後の長期化にも対応できるよう、適宜交代で帰宅するものとします。

地震発生時から1週間が経過し、国から後発地震に対して警戒する措置が解除された段階で南海トラフ地震災害警戒本部を廃止し、防災対策課による南海トラフ地震災害警戒準備体制への切り替えを行います。

なお、既に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、この限りではありません。

配備体制	配備基準	配備要員
南海トラフ地震災害警戒準備体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	警戒準備体制に準ずる。
南海トラフ地震災害警戒本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	第一次配備体制に準ずる。

2. 南海トラフ地震臨時情報発表時の周知

南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、防災行政無線や広報車、CATV、SNS等により速やかに住民等へ広報します。

3. 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の災害応急対策

（1）巨大地震警戒時の対応

- ① 情報収集・連絡体制の整備
- ② 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
- ③ 南海トラフ地震災害警戒本部会議の開催
- ④ 市民への広報
- ⑤ 公共施設等の緊急点検
- ⑥ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検

- ⑦ 高齢者等事前避難対象地域（津波浸水想定区域）の避難行動要支援者に対し、避難準備・高齢者等避難開始の発令
- ⑧ 後発地震に備えた事前避難（自主避難）の呼びかけ
- ⑨ 避難所の設置及び運営
- ⑩ 福祉避難所の開設

（2）巨大地震注意時の対応

- ① 情報収集・連絡体制の整備
- ② 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
- ③ 市民への広報
- ④ 公共施設等の緊急点検
- ⑤ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検

（3）災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を実施するとともに、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

4. 避難対策

（1）後発地震に備えた事前避難

国からの指示が発せられた場合において、後発地震に備え、津波浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者に対して、1週間避難を継続するよう、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。

対象となる住民は、大津波警報又は津波警報から津波注意報に切り替わった後、市が発令する避難情報に従い、津波浸水想定区域外の親戚・知人宅や指定避難所等へ避難するものとします。

（2）避難所の運営

津波浸水想定区域外の指定避難所を開設し、市職員を派遣して避難所運営を行います。また、必要に応じて災害協定に基づき福祉避難所の開設要請を行います。

第5章 防災訓練計画

- (1) 市及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を少なくとも年1回以上実施するものとします。
- (2) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施します。
- (3) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県及び防災関係機関に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとします。
- (4) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとします。
- ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難指示（緊急）、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

(防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項)

- ① 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること。
- ② 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

(1) 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関において行います。防災教育の内容は次のとおりです。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとします。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとします。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとします。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとします。

第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

市は今後、地域防災計画及び津波避難計画に基づき、津波避難困難地域を解消するため、津波避難施設を整備するにあたり、津波避難対策緊急事業計画を策定します。その区域や目標、達成期間は次のとおりとします。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
西黒部地区 (松名瀬町松世崎)	避難施設の整備事業	1箇所	2022年3月 (令和3年度末)
鵠地区 (五主町)	避難施設の整備事業	1箇所	2022年3月 (令和3年度末)